

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併の進展などにより、地方議会を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して初めて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月25日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	麻	生	太郎	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様